

今月のテーマ

令和5年10月以降から取扱いの変更となる制度

令和5年10月よりインボイス制度が開始されますが、インボイス以外にも10月より取扱いが変更となる制度がありますので、あらためて確認していきます。

1 【所得税】グループ子法人から支払を受ける配当等に係る源泉徴収制度の不適用

内国法人（一般社団法人等を除きます。）が、令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等で下記に該当するものについては、源泉所得税の徴収は不要とされます。

- ① 完全子法人株式等に該当する株式等に係る配当等
- ② 配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

受取配当等の益金不算入制度においても「完全子法人株式等」及び「関連法人株式等」の配当に係る区分が存在しますが、特に「上記②の源泉所得税の徴収が不要となる配当等」と、受取配当等の益金不算入制度の区分上における「関連法人株式等に係る配当等」では、その範囲が異なることにご注意ください。

【関連法人株式等の3分の1超の判定】

項目	保有する法人	保有期間
源泉徴収不要制度	自社のみ（直接保有分）	基準日等
受取配当等の益金不算入制度	自社（直接保有分）＋完全支配関係のある他の法人（間接保有分）	配当等の額の計算期間等一定の期間

2 【所得税】配当課税特例に係る大口株主判定方法の変更

上場株式等の配当等の支払を受ける個人が、その配当等につき株式等保有割合が3%以上である大口株主に該当するかどうかの判定にあたり、令和5年10月1日以後の配当等については、その個人の同族会社が保有する上場株式等も含めて判定することとされました。

例えば同じ上場株式を個人で1.5%、同族会社で2%を保有するケースで配当を受けた場合、改正前は個人保有のみで判定することになりますので、その個人は大口株主に該当せずに下記のいずれか有利な方法を選択することができました。

方法	内容
申告不要	・確定申告を行わずに源泉徴収（税率20.315%）のみで完結
申告分離課税	・他の所得と合算せずに分離して税額計算（税率20.315%） ・上場株式等の譲渡損失との損益通算可 ・配当控除不可
総合課税	・他の所得と合算して税額計算（累進税率） ・配当控除可

しかし、令和5年10月1日以後の配当については、同族会社保有分を含めると大口株主に該当しますので総合課税しか適用することができません。累進税率により計算した結果、税負担が増えるケースが想定されます。

今月のテーマ

令和5年10月以降から取扱いの変更となる制度

令和5年10月よりインボイス制度が開始されますが、インボイス以外にも10月より取扱いが変更となる制度がありますので、あらためて確認していきます。

1 【消費税】インボイス登録により課税事業者となった場合の確定申告

原則課税を選択している課税事業者の令和5年10月1日以後の課税仕入れについては、そのインボイスの有無、経過措置の適用等を確認して仕訳入力時に税区分コードを正しく入力する必要があります。

また、免税事業者が10月1日より適格請求書発行事業者（課税事業者）となる場合には、課税仕入れだけではなく売上高等を含めて、10月1日以降の取引につき課税区分を正しく認識する必要があります。9月末決算の法人であれば、課税事業者となる期間が事業年度と同じく令和5年10月1日から開始する事業年度となりますが、免税事業者であった個人事業者及び9月決算でない法人は、同一事業年度中であっても令和5年10月から課税事業者となりますので、課税事業者である期間に係る課税取引を正しく集計して、確定申告を行うこととなります。

【例 令和5年10月1日から課税事業者となる事業年度等の免税、課税期間区分】

	免税事業者である期間	課税事業者である期間 (消費税の確定申告必要)
個人事業者 12月決算法人	令和5年1月～令和5年9月	令和5年10月～令和5年12月
10月決算法人	令和4年11月～令和5年9月	令和5年10月
3月決算法人	令和5年4月～令和5年9月	令和5年10月～令和6年3月

事業者によっては令和5年11月、12月、令和6年等、自身で選択した時期から適格請求書発行事業者（課税事業者）となりますので、自身の事業年度と確定申告が必要となる課税期間をご確認ください。

2 【所得税】グループ子法人から支払を受ける配当等に係る源泉徴収制度の不適用

内国法人（一般社団法人等を除きます。）が、令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等で下記に該当するものについては、源泉所得税の徴収は不要とされます。

- ① 完全子法人株式等に該当する株式等に係る配当等
- ② 配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

配当を受けた親会社では、改正前は受取配当金につき源泉所得税を徴収されるものの、受取配当等の益金不算入制度により課税所得が発生しない等の理由により、確定申告で源泉所得税の還付を受ける手続きが一般的でした。親会社は源泉所得税の還付までに一時的にキャッシュが減少することになっていましたが、令和5年10月1日以後の配当等については源泉所得税が徴収されませんので、そのキャッシュを有効に活用することが可能となります。

3 【所得税】配当課税特例に係る大口株主判定方法の変更

上場株式等の配当等の支払を受ける個人が、その配当等につき株式等保有割合が3%以上である大口株主に該当するかどうかの判定にあたり、改正前は当該個人が保有する株式のみで判定を行っていましたが、令和5年10月1日以後の配当等については、その個人の同族会社が保有する上場株式等も含めて判定することとされました。